

宇都宮市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年11月29日

宇都宮市監査委員 小林 陽 夫

同 福田 栄

同 金 沢 力

同 篠 崎 圭 一

# 令和4年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

### 2 監査等の対象

#### (1) 財政援助団体

宇都宮市が市単独で補助金、交付金、負担金その他の財政的援助を行っている団体で、当該援助の目的が団体運営に係るもの（23団体）

#### (2) 出資法人等

宇都宮市が基本財産、資本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資、出捐している団体（10団体）

#### (3) 公の施設の指定管理者

宇都宮市が地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体（65団体）

### 3 監査における主眼とする事項

宇都宮市監査基準第6条に基づき上記「2 監査等の対象」の団体についての財政的援助、出資、借入金の元金又は利子の支払を保証その他これらに類する金銭の給付（以下「財政的援助」という。）に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われているかどうかを主眼として実施した。

### 4 重点的に監査する項目の設定

- ・ 指定管理者等の協定書等に基づく適正な業務の実施や適正な経理事務の実施について
- ・ 所管課の上記に対する指導・監督について

### 5 監査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員室

日 程 予備監査 令和4年6月16日から7月25日まで（一次）

令和4年9月1日から11月10日まで（二次）

本 監 査 令和4年11月11日

### 6 監査の実施方法

#### (1) 予備監査（一次）

- ・ 上記「2 監査等の対象」の団体のうち、財政援助団体3団体、出資法人等2団体、公の施設の指定管理者15団体を選定した。（別紙参照）

- ・ 対象となる所管部局から提出された調査票及び関係書類により予備監査（一次）を実施し、必要に応じ関係職員の説明を受けた。

(2) 本監査対象団体の選定及び監査の方法

ア 本監査対象団体の選定

これまでの監査実施状況及び予備監査（一次）の結果を踏まえ、次の団体を本監査対象団体として選定した。

種 別	公の施設の指定管理者
対象団体	宇都宮市オリオン市民広場運営共同事業体
対象施設	宇都宮市オリオン市民広場
所 管 課	商工振興課

種 別	公の施設の指定管理者
対象団体	公益財団法人うつのみや文化創造財団
対象施設	宇都宮市文化会館
所 管 課	文化課

種 別	公の施設の指定管理者
対象団体	公益財団法人うつのみや文化創造財団
対象施設	宇都宮美術館・うつのみや文化の森
所 管 課	文化課

イ 監査方法

(ア) 予備監査（二次）

あらかじめ団体及び所管課から提出された資料、関係書類をもとに、計算、照合等による予備監査（二次）を行った。

(イ) 本監査

本監査として、関係職員の出席を求め、事務事業の執行について説明を受け、質疑を行った。

第2 監査対象の概要及び結果

監査対象の概要及び結果については、次のとおりである。結果における指摘事項とは、法令、条例、規則等に違反するものである。なお、各表中の数値等の取扱いについて、面積は整数とし、単位未満を切り捨てて表示した。また、金額は千円単位とし、単位未満を四捨五入して表示した。したがって、内訳の計が「合計」の金額と一致しない場合がある。

1 宇都宮市オリオン市民広場運営共同事業体（経済部商工振興課）

(1) 監査対象事項

令和3年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

(2) 指定管理の概要

施設名	宇都宮市オリオン市民広場		
所在地	宇都宮市江野町8番3号		
設置目的	中心市街地において、市民の憩いとふれあいの場を提供することにより、市民相互の交流と魅力ある都市空間の形成を図るため、中心市街地拠点広場を設置するもの		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運営に関する業務</li> <li>・施設の使用の許可及び制限に関する業務</li> <li>・施設の維持管理に関する業務</li> <li>・庶務的業務</li> </ul>		
敷地面積	2,061 m <sup>2</sup>	延床面積	—
施設内容	交流施設（事務所及びトイレ）63 m <sup>2</sup> 、ステージ154 m <sup>2</sup> 、広場1,089 m <sup>2</sup> 、屋根643 m <sup>2</sup> 、控室兼倉庫116 m <sup>2</sup> 、大型映像装置		
収支概要	指定管理料	27,916 千円	
	使用料（利用料金）収入	1,280 千円	
利用実績 (延べ人数)	33,640 人		

(3) 指定管理業務の収支状況

(単位：千円)

		指定事業等に係る収支	自主事業に係る収支	総括
収入の部	施設管理に係る収入	27,916		
	指定事業に係る収入	360	自主事業に係る収入	354
	計	28,276	計	354
支出の部	施設管理に係る経費	20,554		
	指定事業に係る経費	6,867	自主事業に係る経費	0
	計	27,421	計	0
収支差額		855	354	1,209

#### (4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項は次のとおりである。

##### ア 所管課関係

- ・ 指定事業（市の事業）に係る施設使用料については、宇都宮市オリオン市民広場運営管理要領第10条第2項(1)の国及び公共団体が主催又は共催する事業を適用し100%の免除とすべきところ、同条同項(2)の公共的な団体が主催又は共催するものを適用し50%の免除としていた。

##### イ 団体関係

- ・ 指定事業に係る出店料等の収入については、事業主体である市の収入となるが、指定管理者の収入としていた。

#### (5) 意見及び要望

##### ア 所管課に対するもの

宇都宮市オリオン市民広場の管理運営については、中心市街地の活性化とにぎわいの創出の拠点となる施設として、おおむね良好に実施されているところである。

今回の指摘を受け、所管課においては、より適切に施設を運営していくため、指定管理者から提出された計画、報告書等の内容について逐次厳正に確認し、適時適切な指導・助言に努められたい。

また、施設使用料に係るキャンセル時の取扱いなどについて、所管課は施設使用者の利便性と公平性を踏まえた制度作りに努められたい。

今後とも、所管課と指定管理者とのより一層の連携のもと、地域の協力も積極的に得ながら、施設が市民を始め多くの方々にご利用され、中心市街地の更なる活性化が図られることを望むものである。

##### イ 団体に対するもの

指定管理者は、コロナ禍においても使用者や来場者が安心して施設を利用できるようサーマルカメラ等の貸出をするなど気配りのある対応を行うとともに、広場で実施するイベントを効果的に市内外へ周知するため、地域メディアやSNSなどを活用した情報発信に努めている。

また、中心市街地の活性化を図るイベントの実施については、従来からのイベントを実施するだけにとどまらずeスポーツなどの新たなイベントを企画・実施するなど、指定管理者の創意工夫がうかがえる。

なお、今回の指摘を踏まえ、指定事業に係る出納事務については、所管課の指導を受けより適切な処理に努められたい。

今後とも、中心市街地の活性化を図るイベントの実施については、地域を巻き込み積極的に協力を得ることにより、市民広場はもとより地域全体の盛り上げを図り、中心市街地に更なるにぎわいが創出されることを望むものである。

## 2 公益財団法人うつのみや文化創造財団（教育委員会事務局文化課）

### (1) 監査対象事項

令和3年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

### (2) 指定管理の概要

施設名	宇都宮市文化会館		
所在地	宇都宮市明保野町7番66号		
設置目的	宇都宮市文化会館条例に定める施設として、芸術文化の振興及び市民福祉の増進に寄与することを目的とする。		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芸術文化の振興及び市民福祉の増進に関する業務</li> <li>・ 施設の運営に関する業務</li> <li>・ 施設の利用許可及び制限に関する業務</li> <li>・ 施設の維持管理に関する業務</li> </ul>		
敷地面積	33,102 m <sup>2</sup>	延床面積	16,978 m <sup>2</sup>
施設内容	大ホール 5,600 m <sup>2</sup> , 小ホール 1,800 m <sup>2</sup> , 展示室 431 m <sup>2</sup> , 第1会議室 135 m <sup>2</sup> , 第2会議室 90 m <sup>2</sup> , 第3会議室 48 m <sup>2</sup> , 第4会議室 51 m <sup>2</sup> , 和室（第1, 第2：茶室兼用）各 15 畳, 研修室 95 m <sup>2</sup> , 第1練習室（音楽練習用）190 m <sup>2</sup> , 第2練習室（演劇・舞踏練習用）198 m <sup>2</sup> , 駐車場 838 台		
収支概要	指定管理料	265,923 千円	
	使用料（利用料金）収入	80,693 千円	
利用実績 （延べ人数）	214,308 人		

### (3) 指定管理業務の収支状況

（単位：千円）

	指定事業等に係る収支	自主事業に係る収支	市への戻入額	総括	
収入の部	施設管理に係る収入 （うち、利用料金収入）	262,931 (80,693)			
	指定事業に係る収入	90,106	自主事業に係る収入	23,777	
	計	353,037	計	23,777	376,814
支出の部	施設管理に係る経費	258,209			
	指定事業に係る経費	84,196	自主事業に係る経費	45,453	5,910
	計	342,405	計	45,453	5,910
収支差額		10,632		△21,676	△5,910
					△16,954

#### (4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項に該当する事項は認められなかった。

#### (5) 意見及び要望

##### ア 所管課に対するもの

宇都宮市文化会館の管理運営については、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受ける中においても、所管課と指定管理者とで相互に協力しながら適切に実施されているところである。

所管課においては、誰もがより利用しやすい施設となるよう、施設利用者や来館者のニーズを踏まえた環境整備を順次進めるとともに、県の類似施設と混同されることがないように、施設について誰もが分かりやすい情報発信に努めながらネーミングライツの導入についても調査研究されたい。

また、文化芸術活動の育成・支援事業については、特に次代を担う小中学生の誰もが、より一層伝統音楽などの文化芸術に触れる機会を得られるよう更なる工夫に努められたい。

さらに、所管課として指定管理者から提出された報告書等の内容を十分に精査するとともに、指定管理者が厳正かつ円滑な事務を行えるよう、適時適切な指導・助言に努められたい。

今後とも、施設利用者等が安全安心で利用しやすい施設となるよう、指定管理者とより一層連携しながら芸術文化の振興及び市民福祉の増進に努められたい。

##### イ 団体に対するもの

指定管理者は、施設利用者や来館者が安全安心に利用できるよう新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、コロナ禍で文化芸術活動などに影響を受けている方々に対して発表する場を提供するなど、日々、創意工夫をしながら施設の有効活用と地域文化の振興に寄与する取組を行っている。

今後とも、より適切に管理運営していくため、特に業務委託に係る契約事務の手続きについては適正かつ効率的に行えるよう、所管課の指導・助言を受けながらチェック体制の見直しや、必要に応じ規程等の見直しも検討されたい。

また、所管課とより一層連携しながら、施設利用者等のニーズの的確な把握に努め、安全安心で快適な施設の提供を行うとともに、引き続き感染防止対策に取り組みながら適正な管理に努められたい。

### 3 公益財団法人うつのみや文化創造財団（教育委員会事務局文化課）

#### (1) 監査対象事項

令和3年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

#### (2) 指定管理の概要

施設名	宇都宮美術館・うつのみや文化の森		
所在地	宇都宮市長岡町1077番地		
設置目的	<p><b>【宇都宮美術館】</b> 美術資料や学術資料等の収集，保管，展示及び調査研究に努めることにより，市民に鑑賞と活動の機会を提供するとともに市民相互の交流を図り，もって学術及び芸術文化の振興並びに生涯学習の推進に寄与することを目的とする。</p> <p><b>【うつのみや文化の森】</b> 公園の健全な発達と利用の適正を図り，もって市民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することを目的とする。</p>		
業務内容	<p><b>【宇都宮美術館】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美術資料及び学術資料等の収集，保管，展示及び調査研究に関する業務</li> <li>・ 学術及び芸術文化の振興に関する業務</li> <li>・ 生涯学習の推進に関する業務</li> <li>・ うつのみや文化の森に設置される文化施設や余暇活動施設の維持管理</li> <li>・ その他目的を達成するために必要な業務</li> </ul> <p><b>【うつのみや文化の森】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ うつのみや文化の森に設置される文化施設や余暇活動施設の維持管理</li> <li>・ その他目的を達成するために必要な業務</li> </ul>		
敷地面積	263,424 m <sup>2</sup>	延床面積	9,388 m <sup>2</sup> （宇都宮美術館）
施設内容	展示室（1・2・3）1,579 m <sup>2</sup> ，講義室 174 m <sup>2</sup> ，収蔵庫（1・2・3）847 m <sup>2</sup> ，エントランス・ホール 340 m <sup>2</sup> ，プロムナード・ギャラリー 242 m <sup>2</sup> ，中央ホール 359 m <sup>2</sup> ，公園管理事務所 195 m <sup>2</sup> ，一般駐車場 200 台，高齢者・身障者用駐車場 36 台，トイレ（公園事務所・一般駐車場）46 m <sup>2</sup>		
収支概要	指定管理料	294,205 千円	
	使用料（利用料金）収入	4,721 千円	
利用実績 （延べ人数）	29,325 人		



(3) 指定管理業務の収支状況

(単位：千円)

	指定事業等に係る収支	自主事業に係る収支	総括
収入の部	施設管理に係る収入 (うち、利用料金収入)	149,954 (45)	
	指定事業に係る収入 (うち、利用料金収入)	148,972 (4,676)	自主事業に係る収入 236
	計	298,926	計 236
支出の部	施設管理に係る経費	145,942	
	指定事業に係る経費	140,352	自主事業に係る経費 76
	計	286,294	計 76
収支差額		12,632	161
			299,162
			286,370
			12,792

(4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項に該当する事項は認められなかった。

(5) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

宇都宮美術館・うつのみや文化の森の管理運営については、所管課と指定管理者とで相互に協力しながら適切に実施されているところである。

所管課においては、より適切な運営をしていくため、指定管理者と連携しながら、施設利用者等のニーズのよりの確な把握に努めるとともに、美術館と文化の森の一体的な管理の利点を生かしながら、ミュージアムショップをはじめとする各施設がより多くの方々に利用されるよう、鋭意、創意工夫を図られたい。

また、所管課として指定管理者から提出された報告書等の内容を十分に精査するとともに、指定管理者が厳正かつ円滑な事務を行えるよう、適時適切な指導・助言に努められたい。

今後とも、所管課と指定管理者とのより一層の連携のもと、宇都宮市美術品等収集基金を効果的に活用し、本市にふさわしい美術品の収集に努め、市民文化の振興に寄与されることを望むものである。

イ 団体に対するもの

指定管理者は、美術に関する市民の知識及び教養の向上を図るため、国内外の優れた作品による企画展などの展示事業や創作体験活動を行う「森のアトリエ」など

の教育普及事業等を実施し、市民文化の振興に努めている。

また、近年のコロナ禍においても、野外施設の文化の森を会場とした自然観察会を実施しているほか、休館期間にあっても、デジタルアーカイブの作成・公開に向けたデータの整理に着手するなど、鑑賞の機会の拡充に向けた取組を行っている。

そのような中、より適切に管理運営していくため、特に業務委託に係る契約事務の手続きについては適正かつ効率的に行えるよう、所管課の指導・助言を受けながらチェック体制の見直しや、必要に応じ規程等の見直しも検討されたい。

今後とも、指定管理者が保有する美術品に関する高い専門的知識や経験を基に、市民が制作した作品の展示など展示事業等の更なる充実を図り、メディア等を活用した積極的な周知を行い、市民を始め国内外からより多くの方々が訪れる施設となるよう切に望むものである。

### 第3 総括（全体を通じた意見及び要望）

今年度の財政援助団体等監査においては、「指定管理者等の協定書等に基づく適正な業務の実施や適正な経理事務の実施について」、「所管課の上記に対する指導・監督について」を重点項目として実施したところ、依然として、公の施設の管理において所管課の認識不足等により適時適切な指導ができていない事例がみられた。

このような状況を踏まえ、所管課においては、関係法令やマニュアル等を十二分に確認し、指定管理者制度を熟知するとともに、指定管理者から提出された報告書等の内容を十分に精査し、厳正な指導・助言を行われたい。

また、指定管理者制度の主管課である経営管理課を始めとする内部管理部門においては、引き続き所管課や指定管理者による施設の管理実態を十分に把握するとともに、指定管理者制度そのものの考え方について所管課に対し周知を徹底されたい。特に指定事業と自主事業との区分やそれらの事業に伴う収入の取扱いについて誰もが分かるようにマニュアル等に明記するほか、適宜必要に応じたマニュアル等の見直しを行い、指定管理者が適正かつ円滑に事務事業を実施できるようより一層所管課との連携や支援の強化に努められたい。

今後とも、指定管理者においては新型コロナウイルス感染症による事業実施への影響が懸念される中、引き続き感染防止対策に取り組みながら創意工夫を凝らした事業を実施するとともに、所管課と緊密に連携しながら更なる施設の周知や利用促進に努め、公の施設の設置目的である住民の福祉の増進が図られるよう切に望むものである。

No.	所管部局	所管課	団体名	管理施設
財政援助団体				
1	経済部	観光交流課	公益財団法人大谷地域整備公社	
2		商工振興課	瑞穂野工業団地協同組合	
3	教育委員会事務局	文化課	公益財団法人うつのみや文化創造財団	
出資法人等				
4	経済部	観光交流課	公益財団法人大谷地域整備公社	
5	教育委員会事務局	文化課	公益財団法人うつのみや文化創造財団	
公の施設の指定管理者				
6	市民まちづくり部	みんなでまちづくり課	陽南地域まちづくり推進協議会	陽南地域コミュニティセンター 陽南地区学習等供用施設
7			陽光地区まちづくり推進協議会	陽光地域コミュニティセンター 陽光地区学習等供用施設
8			緑が丘地域まちづくり協議会	緑が丘地域コミュニティセンター
9			五代若松原地区まちづくり推進協議会	五代若松原地域コミュニティセンター
10			泉が丘地区まちづくり推進協議会	泉が丘コミュニティセンター
11			宇都宮市宿郷コミュニティセンター運営委員会	宿郷コミュニティセンター
12	経済部	商工振興課	宇都宮市オリオン市民広場運営共同事業体	オリオン市民広場
13			特定非営利活動法人宇都宮中心商店街活性化委員会	バンバ市民広場
14		観光交流課	篠井地区ゆたかなまちづくり協議会	篠井農産加工所
15			株式会社かみかわち温泉振興会	上河内地域交流館
16	教育委員会事務局	文化課	公益財団法人うつのみや文化創造財団	文化会館
17			公益財団法人うつのみや文化創造財団	宇都宮美術館・うつのみや文化の森
18			西山文化財愛護会	うつのみや遺跡の広場
19			旧篠原家住宅保存会	旧篠原家住宅
20			特定非営利活動法人飛山城跡愛護会	飛山城史跡公園